

日医発第508号(保119)  
平成20年7月31日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 材料価格基準の一部改正等について

平成20年7月1日付厚生労働省告示第353号をもって材料価格基準の一部が改正され、同日より適用されました。

今回の改正は、新規医療機器である「人工膝関節用材料（大腿骨側材料・全置換用材料（Ⅲ））」及び「胸部大動脈用ステントグラフト」について、新たな機能区分および保険償還価格が設定されたものであります。

今回、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0701002号厚生労働省保険局医療課長通知により、材料価格の算定に当たっての留意事項を定めた「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）が一部改正され、同じく平成20年7月1日から適用されましたが、当該改正については、平成20年7月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡により一部訂正されております。

なお、「人工膝関節用材料（大腿骨側材料・全置換用材料（Ⅲ））」に該当する製品である「ジェネシスⅡ オキシニウム フェモラルコンポーネント」（スミス・アンド・ネヒュー オーソペディックス）および「胸部大動脈用ステントグラフト」に該当する製品である「ゴアTAG胸部大動脈ステントグラフトシステム」（ジャパングアテックス）については、「医療機器の保険適用について」（平成20年6月30日保医発第0630004号）（平成20年7月1日適用）（平成20年7月31日付日医発第507号（保118）をご参照下さい）にて、「新たな保険適用 区分B」として保険適用されております。

つきましては、本告示・通知の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

さらに、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0701001号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の定義について」（平成20年3月5日保医発第0305008号）が一部改正され、同じく平成20年7月1日から適用されました。

本告示・通知の内容に関して、本会において別添5のとおり整理いたしましたので、ご参考に添付申し上げます。

なお、今回の材料価格基準告示の改正部分及び材料価格算定に関する留意事項につきましては、日本医師会雑誌10月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平20. 7. 1 第4861号抜粋)
2. 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について  
(平20. 7. 1 保医発第0701002号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について  
(平20. 7. 1 保医発第0701001号 厚生労働省保険局医療課長通知)
4. 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部訂正について  
(平20. 7. 28 厚生労働省保険局医療課事務連絡)
5. 新たに機能区分及び価格が設定された医療機器 (日本医師会保険医療課)



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○特定保険医療材料及びその材料価格  
（材料価格基準）の一部を改正する  
件（厚生労働三三三）

○厚生労働省告示第三百五十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十年七月一日から適用する。

平成二十年七月一日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表Ⅱ区分 058(1)④を同⑤とし、同③を同④とし、同②の次に次のように加える。

③ 全腫瘍用剤

357,100円

別表Ⅱ区分 146に次のように加える。

(3) 胸部大動脈用ステンングラフ

1,620,000円



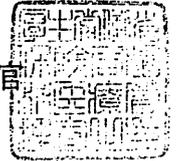
保医発第0701002号  
平成20年7月1日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する  
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305005号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成20年厚生労働省告示第353号)が公布され、平成20年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を下記のとおり改正し、平成20年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

Iの3の(75)のイの次に次のように加える。

ウ 胸部大動脈用ステントグラフトは、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。

なお、以下の場合には1回の手術に対し2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては診療報酬明細書の「摘要」欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。

a 1個のステントグラフトで治療が可能な長さを超えるため、複数個の使用が必要な場合

- b 中枢側及び末梢側の固定部位の血管径が異なり、1個のステントグラフトで許容できる範囲を超えるため、複数個の組み合わせによる使用が必要な場合
- エ 胸部大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。

別紙058 (11) 中「人工膝関節K I - 1 1」を「人工膝関節K I - 1 2」に改め、同(11)を同(12)とし、同(10)中「人工膝関節K P - 1 0」を「人工膝関節K P - 1 1」に改め、同(10)を同(11)とし、同(9)中「人工膝関節K P - 9」を「人工膝関節K P - 1 0」に改め、同(9)を同(10)とし、同(8)中「人工膝関節K H - 8」を「人工膝関節K H - 9」に改め、同(8)を同(9)とし、同(7)中「人工膝関節K H - 7」を「人工膝関節K H - 8」に改め、同(7)を同(8)とし、同(6)中「人工膝関節K T - 6」を「人工膝関節K T - 7」に改め、同(6)を同(7)とし、同(5)中「人工膝関節K T - 5」を「人工膝関節K T - 6」に改め、同(5)を同(6)とし、同(4)中「人工膝関節K H - 4」を「人工膝関節K H - 5」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「人工膝関節K H - 3」を「人工膝関節K H - 4」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)の次に次のように加える。

(3) 大腿骨側材料・全置換用材料 (Ⅲ)

人工膝関節K F - 3



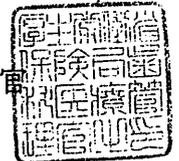
保医発第0701001号  
平成20年7月1日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」（平成20年3月5日保医発第0305008号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第353号）が公布され、平成20年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成20年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

（別表）Ⅱの058（3）①を同②とし、同③から同⑩までを、同④から同⑪までとし、同②の次に次のように加える。

#### ③ 大腿骨側材料・全置換用（Ⅲ）

次のいずれにも該当すること。

- ア 膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。
- イ 置換する部位が全置換用（再置換用を含む。）であること。
- ウ 再建用大腿骨遠位補綴用及び再建用大腿骨表面置換用に該当しないこと。
- エ 固定方法が間接固定であること。
- オ 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金であること。

(別表) II の146 (3) ②の次に次のように加える。

③ 胸部大動脈用ステントグラフト

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

---



事務連絡  
平成20年7月28日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する  
留意事項について」の一部訂正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成20年3月5日付保医発第0305005号)について、別紙のとおり訂正するので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について  
 (平成20年3月5日保医発第0305005号)

別紙

IV 診療報酬明細書における略称の使用に関する事項

別紙に掲げる特定保険医療材料については、診療報酬明細書に記載する場合に、同表に定める略称を使用して差し支えない。

(別紙)

| 告示名                                 | 略称                                      |
|-------------------------------------|---|
| 058 人工膝関節用材料                        |   |
| (1) 大腿骨側材料・全置換用材料 (I)               | 人工膝関節KF-1                               |
| (2) 大腿骨側材料・全置換用材料 (II)              | 人工膝関節KF-2                               |
| <del>(2)</del> 大腿骨側材料・全置換用材料 (III)  | 人工膝関節KF- <del>3</del> - <del>2</del> -2 |
| <del>(3)</del> 大腿骨側材料・片側置換用材料 (I)   | 人工膝関節KH-4- <u>3</u>                     |
| <del>(4)</del> 大腿骨側材料・片側置換用材料 (II)  | 人工膝関節KH- <del>5</del> - <u>4</u>        |
| <del>(5)</del> 脛骨側材料・全置換用材料 (I)     | 人工膝関節KT- <del>6</del> - <u>5</u>        |
| <del>(6)</del> 脛骨側材料・全置換用材料 (II)    | 人工膝関節KT- <del>7</del> - <u>6</u>        |
| <del>(7)</del> 脛骨側材料・片側置換用材料 (I)    | 人工膝関節KH- <del>8</del> - <u>7</u>        |
| <del>(8)</del> 脛骨側材料・片側置換用材料 (II)   | 人工膝関節KH- <del>9</del> - <u>8</u>        |
| <del>(9)</del> 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料 (I)   | 人工膝関節KP- <del>10</del> - <u>9</u>       |
| <del>(10)</del> 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料 (II) | 人工膝関節KP- <del>11</del> - <u>10</u>      |
| <del>(11)</del> インサート               | 人工膝関節KI- <del>12</del> - <u>11</u>      |

# ■ 新たに機能区分及び価格が設定された医療機器

1. 人工膝関節用材料 大腿骨側材料 全置換用材料 (Ⅲ) 357,100円

【販売名】『ジェネシスⅡ オキシニウム フェモラルコンポーネント』

【薬事法承認番号：22000BZX00120000】

(※本製品については、平成20年6月30日保医第0630004号で保険適用されている。)

○ 平成20年7月1日 厚生労働省告示第353号 (平成20年7月1日適用)

## 告示 (材料価格基準)

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部, 第4部, 第6部, 第9部, 第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。) 及びその材料価格

058 人工膝関節用材料

(1) 大腿骨側材料

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ① 全置換用材料 (Ⅰ)        | 338,000円        |
| ② 全置換用材料 (Ⅱ)        | 334,000円        |
| ③ <u>全置換用材料 (Ⅲ)</u> | <u>357,100円</u> |
| ④ 片側置換用材料 (Ⅰ)       | 190,000円        |
| ⑤ 片側置換用材料 (Ⅱ)       | 184,000円        |

※材料価格基準 (平成20年3月5日厚生労働省告示第61号) の別表中、下線部を追加・変更。

○ 平成20年7月1日 保医発第0701002号 (平成20年7月1日適用)

○ 平成20年7月28日 厚生労働省保険局医療課事務連絡

## 材料価格算定の留意事項

平成20年3月5日保医発第0305005号の (別紙) 058を以下のように改める。

003~057 (略)

| 告示名                            | 略称                 |
|--------------------------------|--------------------|
| 058 人工膝関節材料                    |                    |
| (1) 大腿骨側材料・全置換用材料 (Ⅰ)          | 人工膝関節KF-1          |
| (2) 大腿骨側材料・全置換用材料 (Ⅱ)          | 人工膝関節KF-2          |
| <u>(2-2) 大腿骨側材料・全置換用材料 (Ⅲ)</u> | <u>人工膝関節KF-2-2</u> |
| (3) 大腿骨側材料・片側置換用材料 (Ⅰ)         | 人工膝関節KH-3          |
| (4) 大腿骨側材料・片側置換用材料 (Ⅱ)         | 人工膝関節KH-4          |
| (5) 脛骨側材料・全置換用材料 (Ⅰ)           | 人工膝関節KT-5          |
| (6) 脛骨側材料・全置換用材料 (Ⅱ)           | 人工膝関節KT-6          |
| (7) 脛骨側材料・片側置換用材料 (Ⅰ)          | 人工膝関節KH-7          |
| (8) 脛骨側材料・片側置換用材料 (Ⅱ)          | 人工膝関節KH-8          |
| (9) 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料 (Ⅰ)         | 人工膝関節KP-9          |
| (10) 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料 (Ⅱ)        | 人工膝関節KP-10         |
| (11) インサート                     | 人工膝関節KI-11         |

※ 変更等下線部

※平成20年7月1日保医発第0701002号により改正された材料価格算定の留意事項については、平成20年7月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡により上表のように訂正されている。

○ 平成20年7月1日 保医発第0701001号 (平成20年7月1日適用)

| 特定保険医療材料の定義  |   |
|--|---|
| <p>平成20年3月5日保医発第0305008号の(別表)Ⅱの058(3)の③～⑪を④～⑫に改め、②の次に右のように加える。</p> <p>※下線部参照</p> | <p>(別表)<br/>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格<br/>058 人工膝関節用材料<br/>(3) 機能区分の定義<br/>①, ②略<br/>③ <u>大腿骨側材料・全置換用(Ⅲ)</u><br/><u>次のいずれにも該当すること。</u><br/>ア <u>膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。</u><br/>イ <u>置換する部位が全置換用(再置換用を含む)であること。</u><br/>ウ <u>再建用大腿骨遠位補綴用及び再建用大腿骨表面置換用に該当しないこと。</u><br/>エ <u>固定方法が間接固定であること。</u><br/>オ <u>材質が表面酸化処理ジルコニウム合金であること。</u><br/>④～⑫</p> |

2. 大動脈用ステントグラフト 胸部大動脈用ステントグラフト 1,620,000円

【販売名】『ゴアTAG胸部大動脈ステントグラフトシステム』

【薬事法承認番号：22000BZX00185000】

(※本製品については、平成20年6月30日保医第0630004号で保険適用されている。)

○ 平成20年7月1日 厚生労働省告示第353号 (平成20年7月1日適用)

| 告示(材料価格基準)   |  |
|--|--|
| <p>(別表)<br/>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格<br/>146 大動脈用ステントグラフト<br/>(1), (2) 略<br/>(3) <u>胸部大動脈用ステントグラフト</u></p> | <p>1,620,000円</p> <p>※材料価格基準(平成20年3月5日厚生労働省告示第61号)の別表に下線部を加える。</p> |

○ 平成20年7月1日 保医発第0701002号（平成20年7月1日適用）

| 材料価格算定の留意事項  |  |
|--|--|
| <p>平成20年3月5日保医発第0305005号のIの3の(75)イの次にウ、エを右のように加える。</p> <p>※下線部参照</p> | <p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第52号）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い</p> <p>(75) 大動脈用ステントグラフト</p> <p>ア, イ (略)</p> <p>ウ <u>胸部大動脈用ステントグラフトは、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。</u></p> <p><u>なお、以下の場合には1回の手術に対し2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては診療報酬明細書の「摘要」欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</u></p> <p>a <u>1個のステントグラフトで治療が可能な長さを超えるため、複数個の使用が必要な場合</u></p> <p>b <u>中枢側及び末梢側の固定部位の血管径が異なり、1個のステントグラフトで許容できる範囲を超えるため、複数個の組み合わせによる使用が必要な場合</u></p> <p>エ <u>胸部大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準じること。</u></p> |

○ 平成20年7月1日 保医発第0701001号（平成20年7月1日適用）

| 特定保険医療材料の定義   |  |
|---|--|
| <p>平成20年3月5日保医発第0305008号の(別表)IIの146(3)②の次に右のように③を加える。</p> <p>※下線部参照</p> | <p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①, ② (略)</p> <p>③ <u>胸部大動脈用ステントグラフト</u></p> <p><u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>ア <u>胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。</u></p> <p>イ <u>胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。</u></p> |

(日本医師会保険医療課)